

コンパクトシティ関連の令和2年度予算概算要求拡充事項等(参考資料)

1-1	内閣府	…	1頁～
1-2	文部科学省	…	6頁～
1-3	厚生労働省	…	8頁～
1-4	農林水産省	…	11頁～
1-5	経済産業省	…	13頁～
1-6	環境省	…	18頁～
1-7	国土交通省	…	26頁～

内閣府

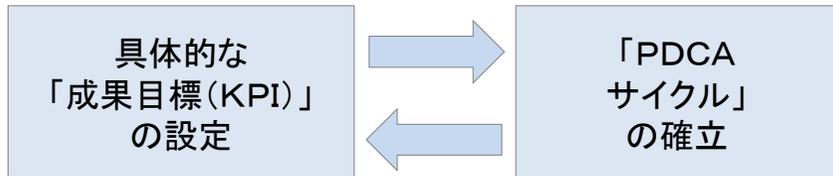
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和2年度概算要求額 **1,200億円**【うち優先課題推進枠300億円】
（元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開を図る取組

- 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、子供の農山漁村体験、商店街活性化 等

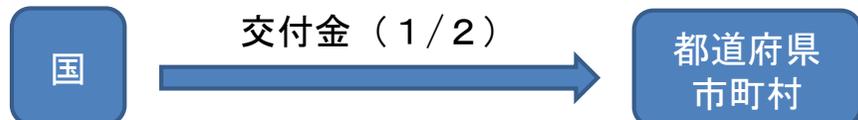
※「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の最終取りまとめ(R1.5.23公表)を踏まえ、現行の枠組を基本としつつ、運用を改善するとともに、Society5.0の実現に向けた全国的なモデルとなる事業について自立性要件等に係る特例を検討

② わくわく地方生活実現政策パッケージを踏まえた、移住・起業・就業に係る経済負担の軽減

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の推進に寄与することを通じて、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行します。

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※B I D…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

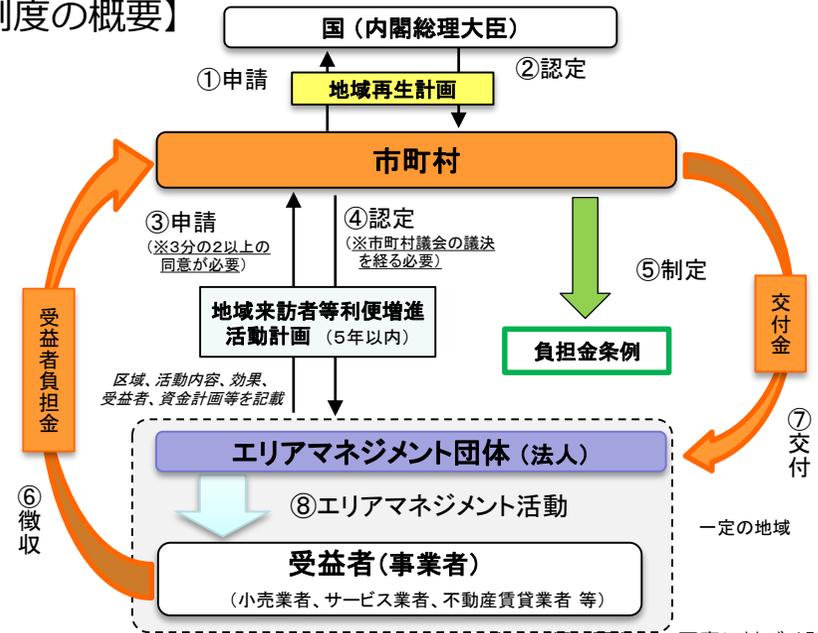


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

商店街活性化促進事業の概要

《法律の基本スキーム》

1. 地域再生計画の作成

- 市町村が地域再生計画に「商店街活性化事業」を記載・作成し、総理大臣が認定。



2. 商店街活性化促進事業計画の作成

- 市町村が、関係事業者への意見聴取、住民公聴会等を経て、商店街活性化に向けた具体的なプランを作成。

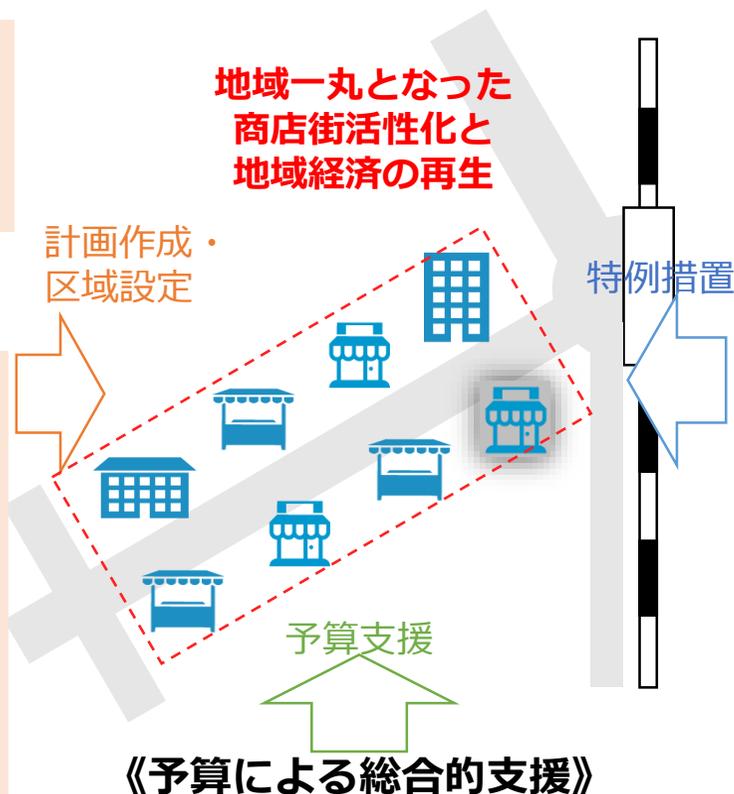
(計画記載事項)

- ① 活性化する商店街区域
- ② 基本的な方針
- ③ 市町村が実施する施策等



3. 事業者への支援

- 商店街活性化促進事業計画に適合する事業者の取組を支援。



《予算による総合的支援》

関係省庁による重点支援【令和元年度例】

- ① 内閣府
 - 地方創生推進交付金(1,000億の内数)
- ② 経済産業省
 - 商店街活性化補助金(50億の内数)
- ③ 国土交通省
 - 社会資本整備総合交付金(8,713億の内数)
- ④ 内閣府、厚生労働省
 - 子ども・子育て支援交付金(1,304億の内数)

《法律に基づく支援措置等》

商店街振興組合の設立要件の緩和

- 商店街振興組合設立のために必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和。

信用保険の特例（資金調達支援）

- 計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達を支援。
 - ① 保険限度額の別枠化
 - ② 填補率の引き上げ
 - ③ 保険料率上限の引き下げ

空き店舗等の利活用促進

- いかなる用途にも活用していない建築物の所有者等に対し、利活用を働きかける手続きを整備。
 - ① 要請：相当の期間を定め、利活用を要請
 - ② 勧告：正当な理由が無い場合には勧告

※ 居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

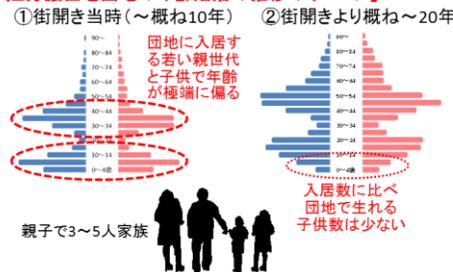
地域住宅団地再生事業の概要

【住宅団地をめぐる状況、課題】

- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地（5ha以上）。高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生の懸念。また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

※データ出典：H30国土交通省調査（5ha以上の住宅団地を対象）

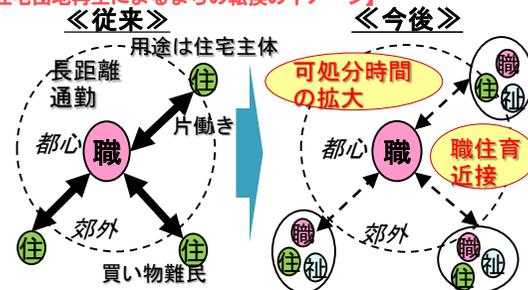
【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



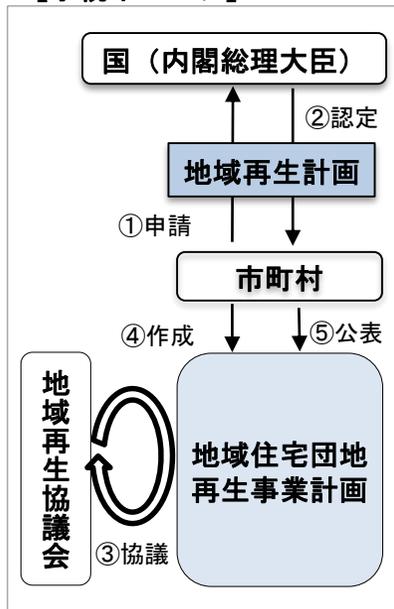
【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成

【住宅団地再生によるまちの転換のイメージ】



【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手続（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

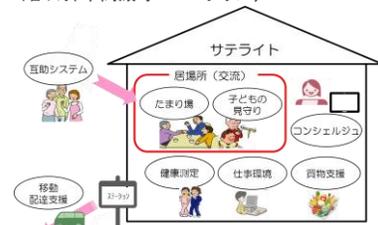
【具体の措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- OUR（都市再生機構）による市町村へのノウハウ提供

【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例（春日井市高蔵寺ニュータウン）



住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点の整備事例（三木市緑が丘地区）

文部科学省

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

(前年度予算額：4,628,925千円)
2年度概算要求額：6,244,372千円

事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場（スポーツ文化拠点）として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備促進（耐震化等含む）を図る。

交付対象事業

地域スポーツ施設	学校体育諸施設
<ul style="list-style-type: none"> ・スイミングセンター新改築事業 ・スポーツセンター新改築・改造事業 ・武道センター新改築事業 ・屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳プール新改築事業 ・水泳プール上屋新改築事業 ・水泳プール耐震補強事業 ・中学校武道場新改築事業
【耐震化率】構造体：81.4% 非構造部材：11.6% (H30.3)	

算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場（スポーツ文化拠点）を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用



◆整備イメージ図：地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業

厚生労働省

保育所等整備交付金

(令和元年度予算)

(令和2年度要求)

648億円 → 787億円

※令和元年度予算額は、臨時・特別の措置（耐震化整備に必要な経費）を除く。
また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

【対象事業】

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 賃貸物件による保育所改修費等支援事業 | (2) 小規模保育改修費等支援事業 |
| (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | (4) 認可化移行改修費等支援事業 |
| (5) 家庭的保育改修等支援事業 | |

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（案）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)
老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000千円	(① 32,000千円)
(2) 1事業所当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(3) 1施設当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(4) 1施設当たり		32,000千円	(② 35,000千円)
(5) 保育所で行う場合	1か所当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	保育所以外で行う場合	2,400千円	

《拡充》

(1)の事業について、保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、これまで改修に係る定員の規模に関わらず一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた補助基準額に見直し

【補助割合】

- (1) ~ (4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
※ 子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
- (5) 国：1/2、市区町村：1/2
※ 子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 国：2/3、市区町村：1/3

農林水産省

<対策のポイント>

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。

<政策目標>

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の割合70% [令和2年度まで]

<事業の内容>

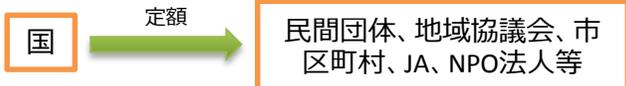
1. 都市農業機能発揮支援事業

- 都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するための都市農業等のアドバイザーの派遣の取組
 - 都市農業者が都市農業を持続的に経営していくための税制度・相続等の講習会の開催の取組
 - 都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等
- 都市農業の機能発揮のための取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

- 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
 - 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の機能についての理解醸成の取組
 - 市民農園・体験農園の附帯施設の整備や都市農地に近接する宅地等へ配慮した周辺環境対策等の取組
 - 都市農業の多様な機能の一つである防災機能の維持・強化等の取組等
- 都市住民と都市農業者が共生するための取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業の振興に関するアドバイザーの派遣の取組への支援



都市農地に関する税制度や相続に関する講習会の開催の取組への支援



都市農業に対する都市住民の理解醸成や農業への関心を喚起するための情報発信の取組への支援



都市農業共生推進等地域支援

交流促進の取組への支援

都市でのマルシェ等の開催



都市農地の周辺環境対策の取組への支援

農業飛散防止施設の整備



都市農業の理解醸成の取組への支援

都市住民への都市農業の多様な機能の説明



防災機能の維持・強化等の取組への支援

防災訓練や防災兼用井戸の整備



經濟産業省

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

- **中心市街地活性化基本計画**に基づき、
 - ① **意欲的な目標を掲げ**（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
 - ② **中心市街地の経済活力を向上させる波及効果**があり
 - ③ **地元からの強いコミットメント**がある**民間商業施設整備プロジェクト**に対して
経済産業大臣が認定し、補助金・税制優遇・低利融資等の支援を実施。



● 税制優遇

土地・建物の所有権の保存及び移転登記の際の

登録免許税を1/2に減免（令和元年度末まで）

● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資**

（特利3：0.30～0.50%，貸付額最大7.2億円）

※認定中心市街地の卸・小売り業者に対する支援の特利3は、貸付額最大7200万円

※特利3は平成31年1月17日現在のもの

● 補助金

施設整備事業補助の**補助率1/2が2/3**，

補助上限額1億円が2.0億円に引き上げ。（令和元年度末まで）

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：18件

① **意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。**

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

② **中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。**

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ **地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。**

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ **当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。**

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

特定民間中心市街地経済活力向上(S特)事業の認定一覧 (参考)

認定：18件



【雲南市】雲南都市開発(株)
『SAKURAMARUシエ(仮称)整備事業』
認定：H30.4.16



【姫路市】エミス(株)
『姫路キャスティ21コアーンB7アック商業施設整備事業』[テラッソ姫路]
認定：H27.6.12



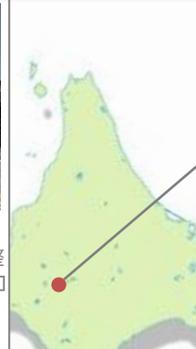
【高槻市】
(株)アベストコーポレーション
『ホテルアベストグランド高槻』
認定：H30.4.16



【福井市】福井駅西口開発(株)
『福井“色(しよく)”の玄関口整備事業』[ハピリン]
認定：H27.8.13



【日光市】(株)オアシス今市
『小倉町周辺整備・商業施設整備事業』[道の駅日光街道ニコニコ本陣]
認定：H27.3.9



【富良野市】ふらのまちづくり(株)
『フラノ・コンシェルジュ整備事業』
[コンシェルジュフラノ]
認定：H29.3.23



【津山市】新津山国際ホテル(株)・(株)HNA津山
『新津山国際ホテル建設事業』
[新津山国際ホテル]
認定：H29.6.7



【長浜市】
合同会社長浜エリアマネジメント
『(仮称)生活文化創造拠点整備事業』
認定：H31.4.4



【八戸市】(株)江陽閣
『六日町地区複合ビル整備事業』
[ガーデンテラス]
認定：H27.5.12



【唐津市】いきいき唐津(株)
『新天町パティオ街区再開発事業』
認定：H30.4.16



【川越市】TKM(株)
『旧鶴川座再生・利活用事業』
認定：H31.4.4



【石巻市】(株)元気いしのまき
『かわまち交流拠点形成に向けた商業施設整備によるまちなか活性化事業』
[いしのまき元気市場]
認定：H28.10.26



【諫早市】(株)タマチ
『いさ(は)やThird Place創出事業』
認定：H31.4.4



【熊本市】
九州産交ランドマーク(株)
『(仮称)桜スクエア整備事業』
認定：H31.4.4



【高松市】高松琴平電気鉄道(株)
『瓦町駅核化プロジェクト事業』
[瓦町FLAG]
認定：H27.10.20



【掛川市】弥栄かけがわ(株)
『東街区商業集積整備事業』
[We+138Kakegawa]
認定：H27.9.3



【藤枝市】
(有)新日邦
藤枝駅南口開発B
街区複合施設整備事業』
[オーレ藤枝]
認定：H27.11.6



【小田原市】箱根登山鉄道(株)
『旧ベルジュ新規建物建設事業』
[トザンイースト]
認定：H27.6.17

中心市街地活性化のための税制措置（登録免許税）

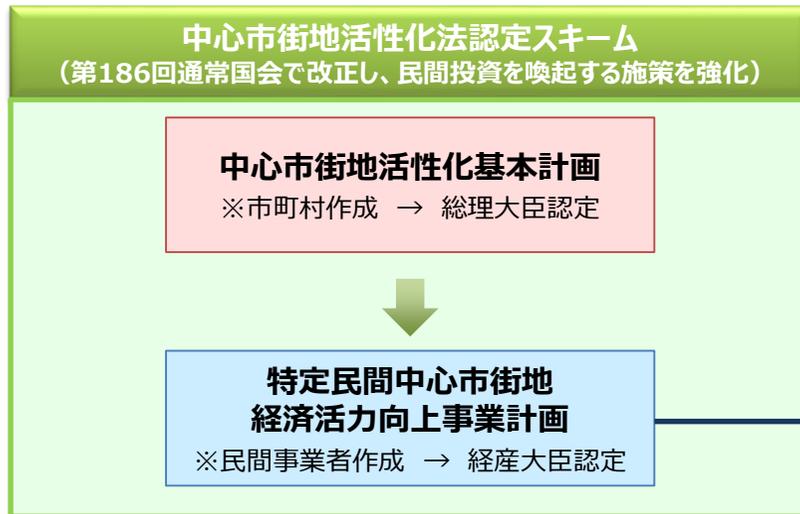
- 中心市街地は商業機能や公共的・文化的施設が集積した地域の経済及びコミュニティにとって重要な存在であり、人口減少社会が進展する中、その活性化を通じて、地域の活力や賑わいを維持・発展させていく必要がある。
- そこで、商業施設等の整備により、民間投資を喚起し、中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく土地・建物の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の2年間の延長を図る。

現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、土地・建物の取得又は建物の建築を行った場合の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。

- ・所有権の保存登記 1,000分の2（本則 1,000分の4）
- ・所有権の移転登記 1,000分の10（本則 1,000分の20）



集客力が高く、中心市街地全体への波及効果が見込まれる民間商業施設等を整備する際に、登録免許税の特例措置による税制優遇支援を行う。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和3年度末まで）

中心市街地活性化のための融資制度

～日本政策金融公庫 企業活力強化資金のご紹介～

- 中心市街地において、卸・小売・飲食店、サービス業に意欲的に取り組む中小企業・小規模事業者を、融資により支援。
- まちづくり会社については、卸・小売等を営むものに加えて、不動産賃貸業を営む場合にも、融資の対象として支援。
- 中心市街地活性化の核となる民間事業については、業種を問わず特別利率により支援し、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。

【基本事項】

	国民生活事業	中小企業事業
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	
金利	固定金利	
貸付限度額	設備資金7,200万円 運転資金4,800万円	設備資金 7.2億円 運転資金 2.5億円
貸付利率	基準利率	

【特別利率】

(ア) 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は同地域において不動産賃貸業を営むまちづくり会社		
貸付利率	認定地域：特別利率C 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率B	認定地域：特別利率② 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率①
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	2.7億円
(イ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき当該事業を実施する者		
貸付利率	特別利率③	
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	
(ウ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等		
貸付利率	特別利率③	
特別利率 適用限度額	2.7億円	

【利率一覧】（平成31年1月17日現在）

■ 中小企業事業（貸付期間の最短と最長のものを記載） 単位：%

基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
1.11～1.40	0.71～1.00	0.46～0.75	0.30～0.50

■ 国民生活事業（無担保の場合） 単位：%

基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C
2.06～2.35	1.66～1.95	1.41～1.70	1.16～1.45

まちづくり会社向け（平成31年度より拡充）（ア）

- 貸付対象
内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内における卸売、小売、飲食サービス、サービス、不動産賃貸業のいずれかを営む者
※不動産賃貸業者の条件
(i) 行政出資3%以上等、中活法15条に規定されるまちづくり会社
(ii) **民間中心市街地商業活性化事業(中活法42条)認定を受けたまちづくり会社**
中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するソフト事業に対し、経済産業大臣が認定。

- 資金使途
合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特)

- 貸付対象
(1) S特事業認定事業者 (イ)
地域住民等のコミットメントがあり、周辺地域への経済波及効果が見込まれる民間商業プロジェクトに対し、経済産業大臣が認定。
(2) S特整備施設内において、卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者 (ウ)
- 資金使途
合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

中心市街地内の事業者・サービス事業者向け（ア）

- 貸付対象
内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内の卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者
- 資金使途
合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

環境省

地産地消型、自家消費型の再生可能エネルギー設備導入等を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏づくりの鍵である地域の再生可能エネルギーの導入モデルを形成し、同様の課題を抱えている他の地域へ水平展開する。
- ② CO₂削減に係る費用対効果の高い自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーを持続的に活用する体制を構築し、将来的な自立的普及を図る。

2. 事業内容

固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、再生可能エネルギーの最大限の導入には、地域の自然的社会的条件に応じた導入モデルの形成と水平展開が不可欠。このため、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて、再生可能エネルギー導入に伴って生じる地域課題に適切に対応する等を支援する。

- ・ 再エネ発電設備、熱利用設備の導入 (※)
- ・ 既存温泉熱の多段階利用の可能性調査
- ・ オフグリッド型の離島における再エネ発電設備、熱利用設備、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備、自営線等の導入
- ・ 既存再エネ利用設備余剰熱を有効活用するための導管等設備の導入
- ・ 営農地等での再エネ設備導入

※太陽光発電設備の補助対象は、単位当たり費用が20万円/kW以下の案件に限る

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率 1/3、1/2、2/3)
- 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成28年度～令和2年度

4. 活用事例

事例1: バイオマスボイラー

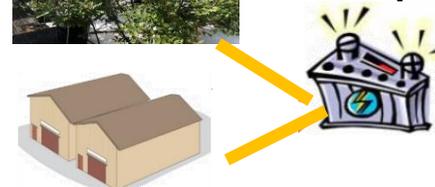


市内の遊休地・耕作放棄地で資源作物を栽培し、バイオマス燃料を確保した上で、地方公共団体が所有する温泉施設にバイオマスボイラーを導入 (平成28年度事業、栃木県さくら市)

事例2: 営農地での再エネ導入



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備 (動力設備、冷蔵冷凍設備) 等への供給



公共施設（庁舎等）への省エネ設備の導入を通して地方公共団体の率先的取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく庁内のカーボン・マネジメント体制を強化する。
- ② 公共施設（庁舎等）に省エネ設備を導入し、PDCA体制を通じて公共施設からの温室効果ガス排出を削減する。
- ③ 本事業を通じ、地域循環共生圏づくりの核となる地方公共団体が地域の脱炭素化を推進するための基盤を強化する。

2. 事業内容

○事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

支援の対象とする事業は、より優良な事例を創出して水平展開に資するため、CO2削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

※ 本事業の成果は、域内外の公共施設や民間施設への水平展開や、CO2排出削減に向けた率先的取組を組織を挙げて実施するよう促す際に活用し、国の2030年度削減目標（2013年度比26.0%減（地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減））に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（リース会社等）
- 実施期間 平成28年度～令和2年度

4. 事業イメージ



災害時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施し、災害に強い地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援する。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池等を導入する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1/2、2/3、3/4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 支援対象





【令和2年度要求額 9,650百万円（6,000百万円）】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。

2. 事業内容

（1）脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

（2）地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ③ 配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業

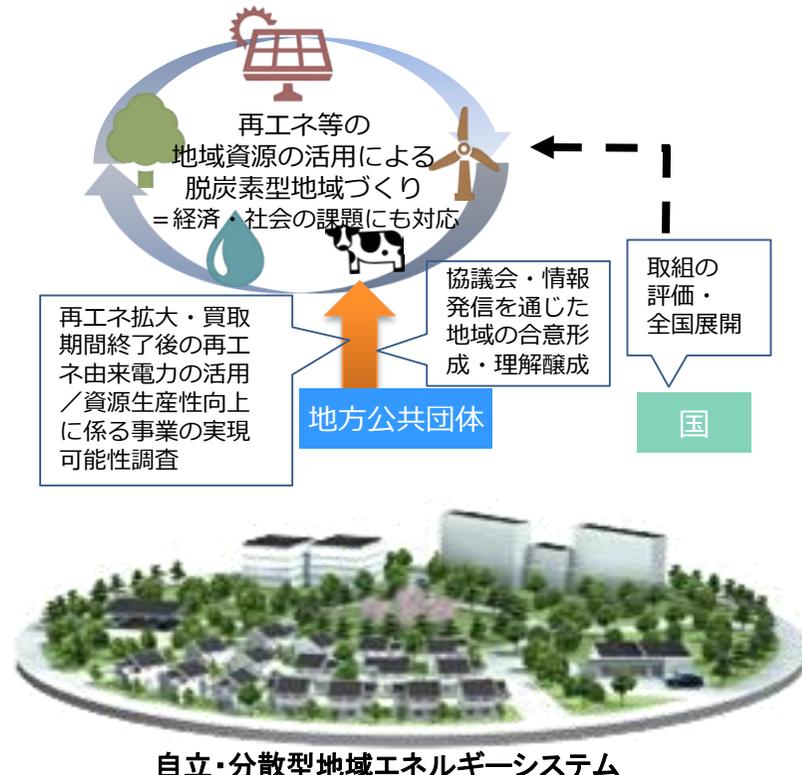
（3）地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業 / 間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ





地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進します。

1. 事業目的

- ・ 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- ・ 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- ・ 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

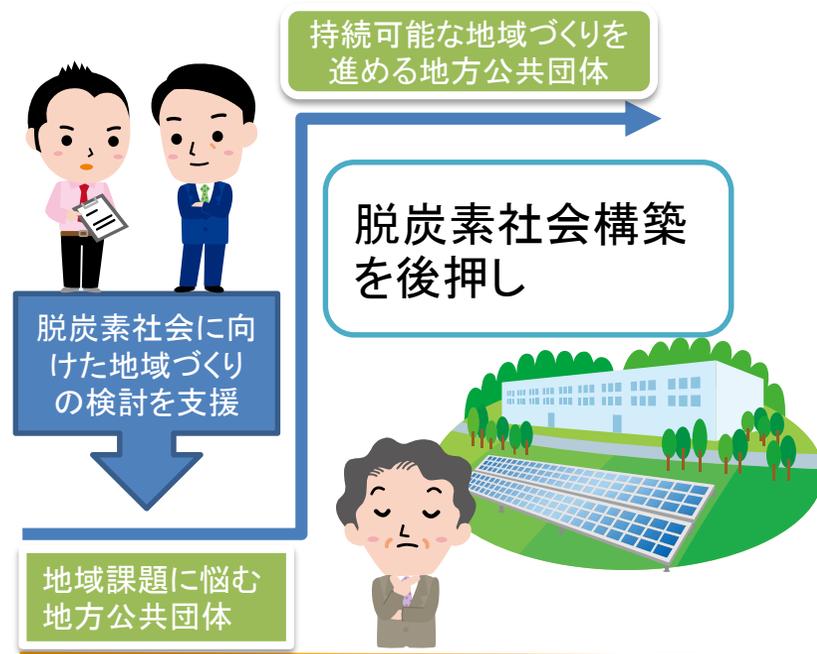
2. 事業内容

- ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
 - ・ FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大／防災減災効果の向上を図る都市機能集約／高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
 - ・ 各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
 - ・ 地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業
 - ・ 地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①：間接補助事業（定額） / ②：委託事業
- 補助対象及び委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ





地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 再生可能エネルギー自給率の高い自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

- 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
 - 補助事業による設備等導入が、地域循環共生圏の構築に確実に繋がっているか評価し、助言等を行う。また、補助事業で導入した設備等のデータを収集、分析し、持続的な運用管理に向けた助言を行う。
 - 地域循環共生圏及び脱炭素社会を実現するために、自立分散型エネルギーシステムに求められる要素技術やシステム等を調査・整理し、支援、制度等の検討を行う。
 - 補助事業による実現可能性調査や地域関係者と合意形成等を行う取組について、分析・検証を行い、必要な助言を行いつつ、横断的・体系的に整理し、効果的な普及・展開に向けた制度等の検討を行う。
- 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
自立・分散型地域エネルギーシステム構築の支援を行う。
- 配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業
計画策定、設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①：委託事業 ②、③：間接補助事業（定額,2/3）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



自立・分散型地域エネルギーシステム



地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- グリーンスローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO₂化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

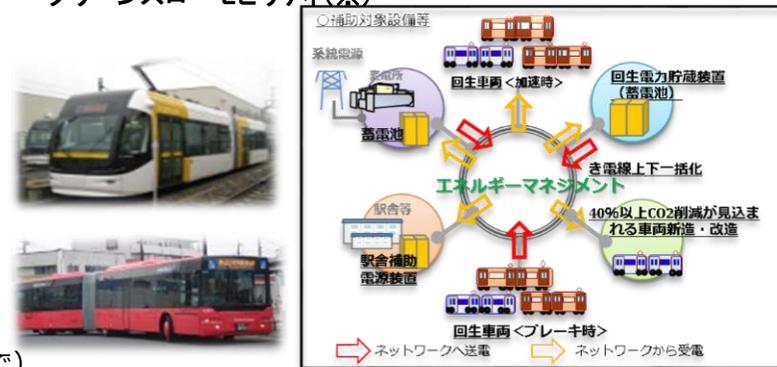
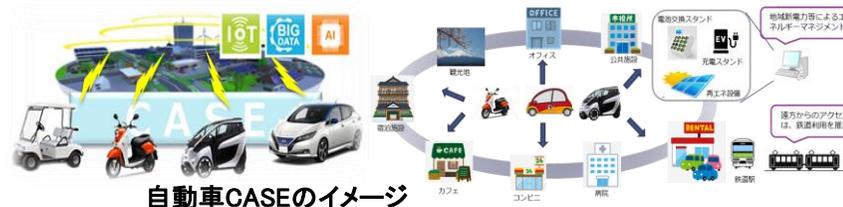
2. 事業内容

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
 - ・ 計画策定、設備等導入支援を行う。
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
 - ・ CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンスローモビリティの導入支援を行う。
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業
 - ・ マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
 - ・ 鉄道事業等における省CO₂化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ②の一部：委託事業
 - ①、②の一部、③：間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
- 委託先及び補助対象
 - 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間
 - 令和元年度～令和5年度（③のうちLRT・BRT導入支援は令和3年度まで）

4. 事業イメージ



国土交通省(総合政策局)

令和2年度要求額 264億円
(対前年度比 1.20)

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援
(上記取組を促進するための計画・支援制度等のあり方について、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討)

地域公共交通確保維持事業

(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業

(快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業

(地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針等の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業

(【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

令和2年度要求額 7億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

新たなモビリティサービスであるMaaS(Mobility as a Service)の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進めることを目的として、地域の実情に応じたモデルによる実証実験やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行う。

MaaSのモデル構築

多様なサービスと連携した新たなMaaSモデルに係る
実証実験への支援(案件形成から実施まで)



MaaSの普及に向けた基盤づくり

MaaSの実装に不可欠だが、
民間主導では進みにくい施策への支援

新型輸送サービスの育成・
キャッシュレス決済対応

データ・システム基盤づくり



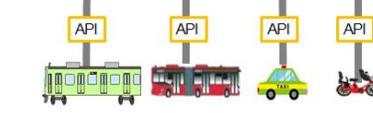
AIオンデマンド交通の立上げ



データプラットフォーム



QRコード決済の導入



- 交通データ・APIの標準仕様化
- コミュニティバス・自家用有償運送への予約・配車システムの導入

MaaSの国際協調、完全自動運転時代のMaaSのあり方に向けた検討

MaaSに係るデータの国際的な共有・活用を可能とする環境整備、完全自動運転時代におけるMaaSのあり方について検討

全国各地でのMaaSの普及⇒日本版MaaSの実現

地域や観光地の移動手段の確保・充実
公共交通機関の維持・活性化 等

国土交通省(住宅局)

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例: 周辺建物の外観整備) など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

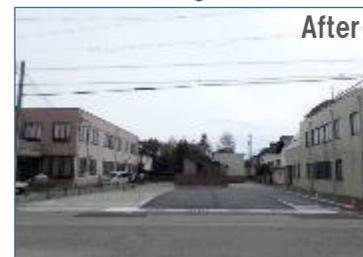
市区町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援

空き家の活用



空き家を地域活性化のため、地域交流施設に活用

空き家の除却



居住環境の整備改善のため空き家を除却し、防災空地として整備

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

※社会資本整備総合交付金でも同様の支援が可能

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の概要

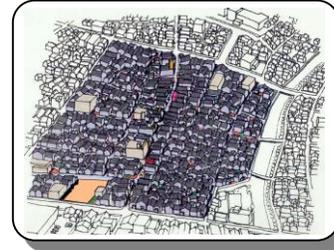
○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
- コミュニティ施設の整備
（集会所、子育て支援施設等）
（交付率：1/2、1/3）

老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等
（交付率：1/2、1/3、2/5）

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
（交付率：1/3）

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備
（交付率：通常事業に準ずる）

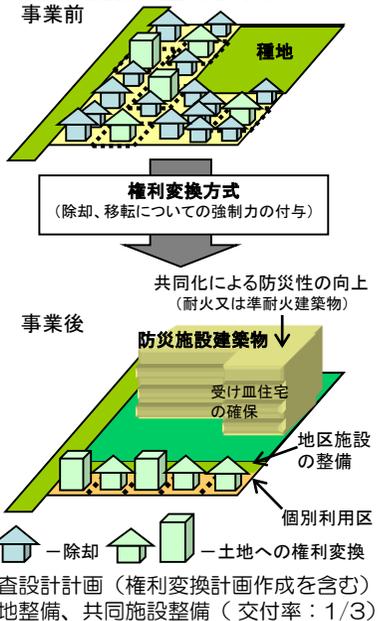
受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2、2/3）

防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



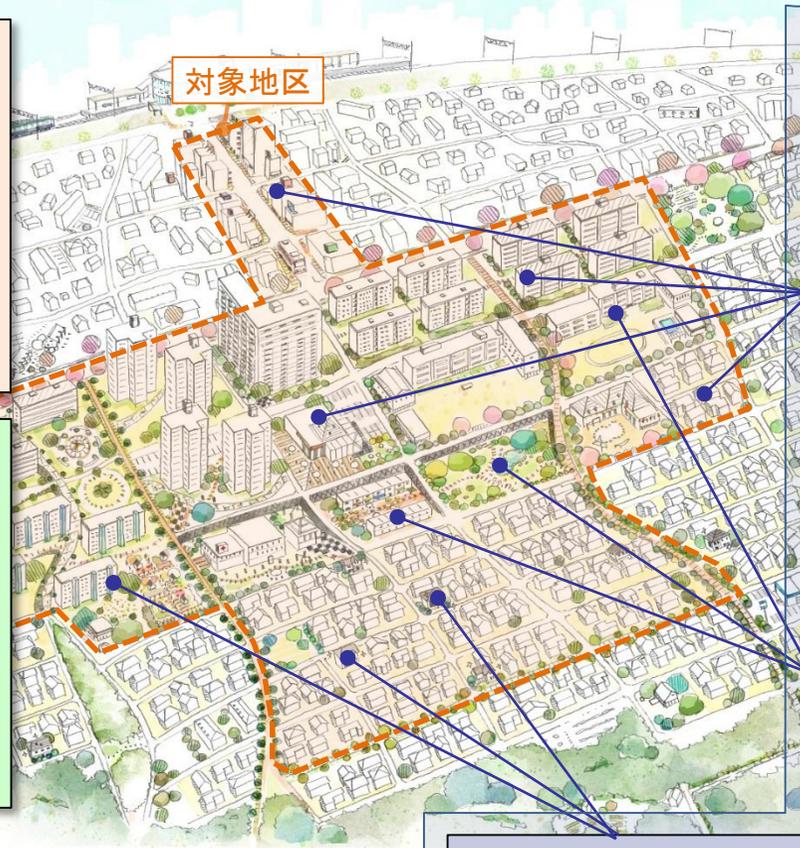
住宅団地再生に係る取組に対する総合支援

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、住宅市街地総合整備事業に、**地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を総合的に支援**する住宅団地ストック活用型を新たに創設する。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過
- ✓ 高齢化率が著しく高い
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内※

※立地適正化計画が策定されていない場合は一定の法定計画等への位置づけで代替可能



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設

・子育て支援施設等の整備

高齢者支援施設や子育て支援施設、生活サービス拠点となる施設や住替え窓口（生活支援施設）、共同住宅の改修による整備を支援〔国費率1/3〕



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等

地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



国土交通省(土地・建設産業局)

背景・課題

- 不動産の再生を通じた効率的な地方創生を図るためには、事業への円滑な資金供給が重要。
- しかし、地方では、空き家等の再生や公的不動産を含めた遊休不動産の活用を図るための、証券化手法のノウハウや経験を有する人材が不足しており、地方における更なる証券化手法の普及に向けて、**専門家のノウハウを共有し、地方における不動産活用に意欲をもつ事業者や地方公共団体等とのネットワークを強化する必要**がある。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月閣議決定）

- ・小規模不動産特定共同事業者によるクラウドファンディングや全国版空き家・空き地バンクの活用による空き家等の有効活用を推進する。
- ・地方公共団体や地域の不動産事業者、金融機関等と連携して、地方創生に資する不動産特定共同事業等の証券化手法について周知を図るとともに、その更なる活用を目指す。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）…耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。

事業者ネットワークのイメージ



事業内容

PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築

- PRE証券化のために重要な主体となる地方公共団体が参画し、地域の関係者（事業者、地域金融機関等）が参加するセミナー・ブロック会議を開催する。（地域ブロック毎に1回程度を想定）

施策の効果

- 地方公共団体が核となった関係者間のネットワークを形成することで、PRE等を活用した地域の案件形成に繋げる。（公的不動産活用推進に関する関係省庁連絡会議と連携）

空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援

- 各地域の空き家・空き地バンクとも連携し、空き家等の再生や公的不動産（PRE）の活用を検討している事業者や地方公共団体を募集し、専門家によるアドバイザリー等の支援を実施（平成30年度4事業者を支援。1件事業化済）

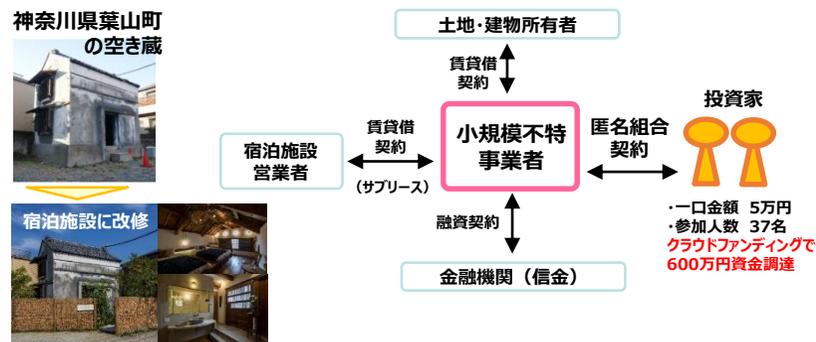
- 証券化のポテンシャルはあるが、専門家等の不足により事業化が進まない案件の事業化
- 地域の専門家の育成を通じた証券化手法の普及

小規模不動産特定共同事業の業務管理者への支援

- 実務講習（令和元年から実施）を受講し、新しく業務管理者となった者が、実務上の課題に十分に対応できるよう、専門家や業務管理者経験者のアドバイスを受けることができる相談体制を構築

- 業務管理者の設置が事業の開始のハードルの一つ
- 業務管理者の増加を促すことで、地方における小規模不動産特定共同事業の活用促進

小規模不動産特定共同事業の例



不動産特定共同事業の例

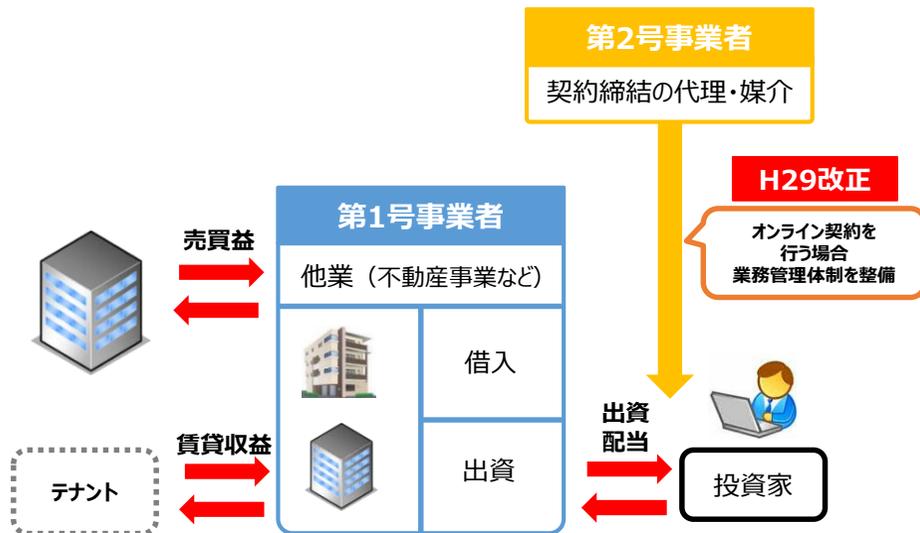


不動産特定共同事業(FTK)法の概要

- 出資を募って不動産を売買・賃貸等し、その収益を分配する事業を行う事業者について、許可等の制度を実施し、業務の適正な運営の確保と投資家の利益の保護を図ることを目的として、平成6年に制定。
- 平成25年法改正により、倒産隔離型スキーム（特例事業）を導入。
- 平成29年法改正により、小規模不動産特定共同事業を創設するとともに、クラウドファンディングに対応した環境を整備。

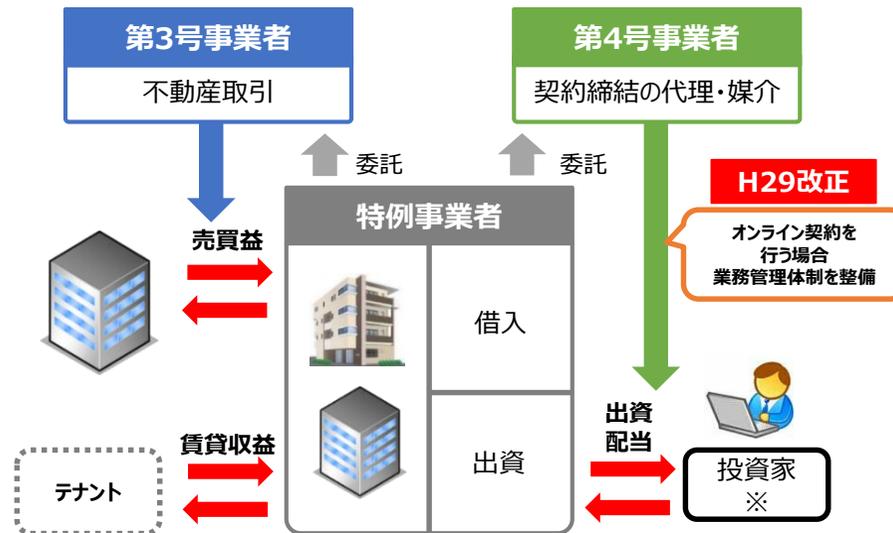
【不動産特定共同事業者（許可制）】

第1号事業



特例事業

H25改正



※一定額以上の宅地造成や建物の新築等を行う場合はプロ投資家（特例投資家）のみ

主な許可要件

- 資本金（第1号事業者：1億円、第2号事業者：1000万円、第3号事業者：5000万円、第4号事業者：1000万円）
- 宅建業の免許
- 良好な財産的基礎、構成かつ適確に事業を遂行できる人的構成
- 基準を満たす契約約款（一般投資家を対象とする場合のみ）
- 事務所ごとの業務管理者配置（不特事業3年以上、実務講習、登録証明事業（ARESマスター、ビル経営管理士、不動産コンサルティングマスター））

【小規模不動産特定共同事業者（登録制）】

H29改正

主な要件の違い

- 投資家一人あたりの出資額及び投資家からの出資総額がそれぞれ原則100万円、1億円を超えないこと
- 資本金（小規模第1号事業者：1000万円、小規模第2号事業者：1000万円）

国土交通省(都市局)

- コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う。
- 令和2年度は、計画作成、合意形成、誘導施設の移転の促進に向けた重点的な支援を行う。

■ 計画策定の支援

対象計画：①立地適正化計画
②PRE活用計画
③広域的な立地適正化の方針
④低炭素まちづくり計画

補助対象者（直接補助:1/2）

- 地方公共団体（①～④）
- PRE活用協議会（②のみ）
- 鉄道沿線まちづくり協議会（③のみ）

■ コーディネート支援

専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援
- 計画策定に向けた合意形成
- 計画に基づく各種施策の推進のための合意形成

補助対象者(直接補助:1/2)

- 地方公共団体
 - 民間事業者等
- 補助対象者(間接補助:1/3)
- 民間事業者等

■ 誘導施設等の移転促進の支援

誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡以上）
- 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

補助対象者(直接補助:1/2)

- 地方公共団体
 - 民間事業者等
- 補助対象者(間接補助:1/3)
- 民間事業者等

■ 建築物跡地等の適正管理支援

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援
- 跡地等の適正管理に係る方策を検討するための調査
- 跡地等管理協定を締結した建築物跡地等の管理のための 専門家派遣及び管理上必要な敷地整備

補助対象者(直接補助:1/2)

- 地方公共団体
 - 民間事業者等
- 補助対象者(間接補助:1/3)
- 民間事業者等

コンパクトシティ形成支援事業の概要



「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間の整備

まちなかリノベーション推進事業 補助 **1.5 億円(皆増)**
 社総交 **10,037 億円の内数**

まちなか景観資源活用促進事業 補助 **20.0 億円(皆増)**

都市・地域交通戦略推進事業 補助 **8.3 億円(1.20 倍)**
 社総交 **10,037 億円の内数**

歩行者の目線に着目し、民間の様々な投資と共鳴しながら、街路・公園などの既存ストックを最大限活用した「居心地が良く歩きたくなる」空間創出に向けた修復・改変を強力に推進するため、「まちなかリノベーション推進事業」等の創設をはじめ関連制度について所要の改正を行う。

まちなかウォークブル区域

※まちなかの歩ける範囲のエリアであって、賑わいあふれるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

Walkable 歩きたくなる
 Eye level まちに開かれた1階
 Diversity 多様な人の多様な用途、使い方
 Open 開かれた空間が心地良い



まちなかを人中心の「居心地が良く歩きたくなる」空間へ転換

- ① 既存ストックの活用に向けた修復・改変
- ② 歩行者目線の充実・改変
- ③ 行動観察等まちづくり活動やデザイン検討・利活用施設の導入

まちなかリノベーションに必要な基盤整備を実施

- ④ オープンデータ・新技術等の導入
- ⑤ 外周街路等の交通環境整備 等

都市再生整備計画区域

※まちなかウォークブル区域を含む現行の都市再生整備計画区域を想定

支援対象イメージ

① 既存ストックの活用に向けた修復・改変



街路等の広場化



公共空間の
芝生化・高質化



② 歩行者目線の充実・改変



アイレベルの刷新
(沿道施設1階の
開放・リノベーション)



景観資源の活用
(観光地の景観改善等)



③ 行動観察等まちづくり活動やデザイン検討・利活用施設の導入



オープンカフェ等の実施



社会実験



デザイン検討



街路空間内の
電源設備

④ オープンデータ・新技術等の導入



GPSによる人の移動軌跡の把握

AIやIoTを活用
した新技術の導入

⑤ 外周街路等の交通環境整備



荷別き駐車場の
整備

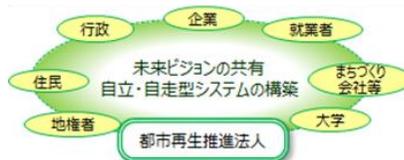
官民連携によるまちづくり+コミュニティの活性化

官民連携まちなか再生推進事業 補助 **7.0億円(皆増)**
 まちづくりファンド支援事業 補助 **4.2億円(1.0倍)** 等

1) 官民の人材が集うまちづくり+コミュニティの構築
 官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定のほか、自立・自走型システムの構築に向けた国内外のシティプロモーションや社会実験等の取組を支援するため、「官民連携まちなか再生推進事業」を創設し、官民の人材が集うコミュニティの活性化、持続可能なまちづくりを強力に推進する。

支援対象イメージ

エリアプラットフォームの形成・未来ビジョン等の策定



まちなか再生を支える
 エリアプラットフォーム形成



未来ビジョンと
 アクションプログラム策定

普及啓発



中間支援団体
 による普及啓発

ビジョン実現に向けた自立・自走型システム構築に資する取組



ビジョン実現に向け必要
 となる専門人材の活用



多様な人材を惹きつける国
 内外へのシティプロモーション



コンテンツ発掘のための
 社会実験・データ収集



交流拠点形成と人材
 マッチングの仕掛けづくり

2) 「居心地が良く歩きたくなる」空間創出のための
 金融支援
 ふるさと納税・クラウドファンディングなどの「志ある
 資金」の活用を促進するなど、多様な資金の循環
 を促進する。

支援対象イメージ

公共空間を活用した活動



デジタルサイネージ広告の設置



デッキ広場の活用

魅力的な街並み形成



クラウドファンディングを活用したリノベーション

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置(固定資産税・都市計画税)

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置

施策の背景

- 都市再生の取組をさらに進化させるには、多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出が必要。
- 行政による街路、公園等の公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の民間所有施設等についても一体的に公共空間として活用し、官民一体となって、魅力的な公共空間への転換・確保を進めることが重要。
- 公共空間の提供自体は、まち全体の魅力向上・活性化には資するものの、それ単体では収益を生まないことに加え、まちの魅力を高めるための施設の改修は、一般的に、初期投資に加え、維持管理費の増加が見込まれ、必ずしも経済合理性にそぐわない。
- 公共施設と一体となって利活用するための民間所有敷地の開放・施設の改修等について税制特例措置を講じ、公共空間の拡大及び質の向上を推進。
(成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

要望の概要

- 市町村が、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域(※)を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設。

※「滞在者等快適性等向上区域(仮称)」

- この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の土地所有者等が公共空間として活用するために開放した敷地や、公共施設との一体性を高めるために改修した建物低層部等について、税制特例を適用。

特例措置の内容

- ①公共空間の拡大を図るために敷地を公共施設等の用に供した場合の課税の特例

【固定資産税・都市計画税】

道路、広場等の公共施設等の用に供されている土地の課税標準額を5年間1/2に軽減

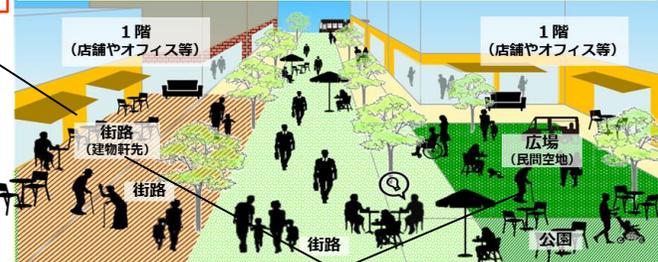
<「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ>

②軒先へのウッドデッキ、ベンチ等の設置による滞留スペースの提供や、建物低層部のガラス張り化等により、公共施設との一体性を高め、アイレベルでのまちの魅力向上に資する改修等



1階をガラス張りの店舗にリノベーションするとともに、民間敷地の一部を広場化(宮崎県日南市)

公共施設と、周辺の民間空地や建物軒先などの一体的利活用により、公共空間を拡大・まちなかの魅力向上を実現
→「居心地が良く歩きたくなるまちなか」へ



①街路、広場等として民地を開放し、公共空間を拡大

- ②公共施設との一体性を高め、まちの魅力向上に資する建物低層部・敷地の改修等に係る課税の特例

【固定資産税・都市計画税】

改修後の家屋(原則として1階部分)及び償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

地方都市の再生やまちの賑わいの創出等をはかる取組に対する支援の強化

(概要)

地方都市中心部等では、中小ビル等の建築物の老朽化・陳腐化が進行し、都市機能の流出・撤退や地域経済の衰退が懸念される地域もみられる。このため、民間事業者による遊休不動産等の活用を支援し、ストックの更新・修復を進めることにより、市街地再開発に向けたエリアの再生促進を図る。

現行制度

(1) 対象地域

- 鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限る。)
- 重点密集市街地等
 - ・ 重点密集市街地 及びその周辺区域(*)
 - ・ 防災再開発促進地区 及びその周辺区域(*)
- 都市再生緊急整備地域等
 - ・ 都市再生緊急整備地域
 - ・ 再開発促進地区

(*) 丁町目境から概ね500mの範囲内

拡充の方向

- ・ 市街地再開発事業の実現に向けたエリア価値向上に資する暫定利用等を支援対象化
- ・ 市街地再開発事業に係るまちづくり活動を行う都市再生推進法人等を支援対象化
- ・ 市街地再開発事業完了後の効果を高めるまちづくり活動の立ち上がりを支援

(2) 交付対象事業等

コーディネート業務

計画コーディネート業務

事業内容: まちづくり活動支援・住民意見の調整等

補助対象: 地方公共団体【国1/3 等】

再開発準備組織、再開発会社等【国1/3、地方1/3】

事業コーディネート業務

事業内容: 施設詳細設計・計画、保留床価格設定に関する調整

補助対象: 保留床管理人【国1/3、地方1/3】

地区再生計画の策定

事業内容: 地域の拠点となる地区の整備方針等の策定

補助対象: 地方公共団体【国1/3 等】

街区整備計画の策定

事業内容: 地区再生計画区域内での街区の整備方針等の策定

補助対象: 地方公共団体【国1/3 等】

再開発準備組織、再開発会社等【国1/3、地方1/3】

ハード支援

事業内容: 都市機能増進施設の導入を伴う老朽建築物の建替事業

補助対象: 地方公共団体【国1/3】

但し、認定再開発事業等に要する費用(土地整備を上限)

スマートシティ実証調査 調査 3.0億円(2.68倍)

○世界的に競争が激化するスマートシティの分野で、我が国が世界の先導役となることを目指し、官民一体となったモデルプロジェクトの実施、横展開に向けたガイドラインの策定等を通じて、初期段階から実証、実装段階まで集中的・重点的な支援を行う。

【拡充内容】 (スマートシティ実証調査)

スマートシティモデルプロジェクト

○先進的な取組で全国の牽引役となる官民コンソーシアムを対象に、新たな課題・分野でのモデルプロジェクトや、実証実験への支援を実施

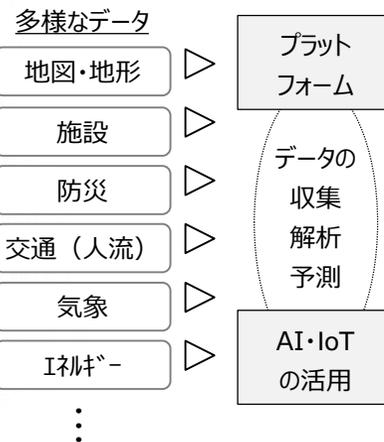


スマートシティ横展開支援

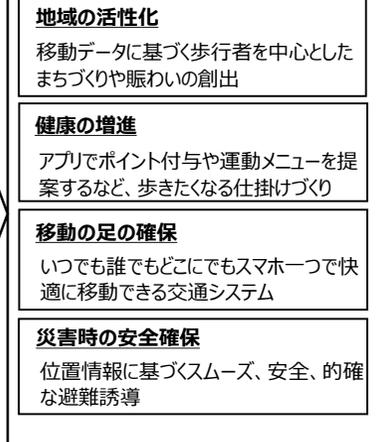
○スマートシティに意欲的に取り組むコンソーシアムを対象に、取組を促進する支援を実施

- ・官民連携プラットフォームを活用した、自治体のニーズに対する新技術の情報提供、マッチング支援
- ・モデル事業の成果の横展開、ガイドラインの提供

<新技術や多様なデータの利活用>



<スマートな解決策の提供>



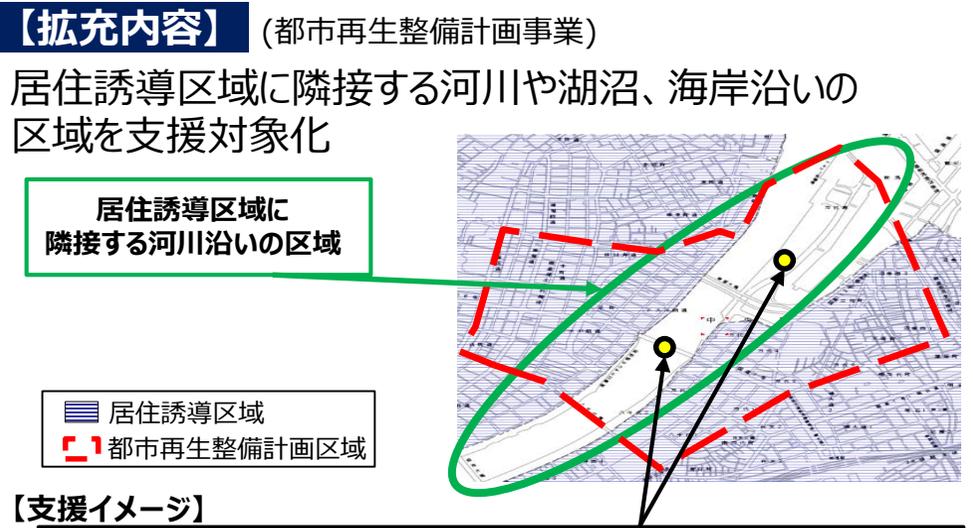
都市再生整備計画事業 社総交 10,037億円の内数

○スマートシティの推進にあたって、AI、IoT等の新技術を活用しつつ、官民データをまちづくりにおいて分析・活用しながら、都市の抱える諸問題に対してマネジメント（計画、整備、管理、運営等）が行われることが重要であり、データ取得・分析・利活用に資する情報化基盤施設※の整備が不可欠とされている。
 ※情報化基盤施設＝センサー、ビーコン、画像解析カメラ、3Dマップ、高度情報センター、その他の先端的な技術を活用した施設等

【拡充内容】（都市再生整備計画事業）
 モデルプロジェクト等に選定された都市における都市再生整備計画区域内で実施する公共公益施設と情報化基盤施設の一体的な整備に対し、**国費率を嵩上げて支援**



○まちなかの河川や湖沼、海岸は、地域の景観、歴史、文化、自然環境などにとって重要な資源であり、こうした空間を積極的に活用し、観光・交流、にぎわい、憩いなど人が居心地良く過ごせる場へ更新することが重要である。



近隣市町村による広域連携の促進

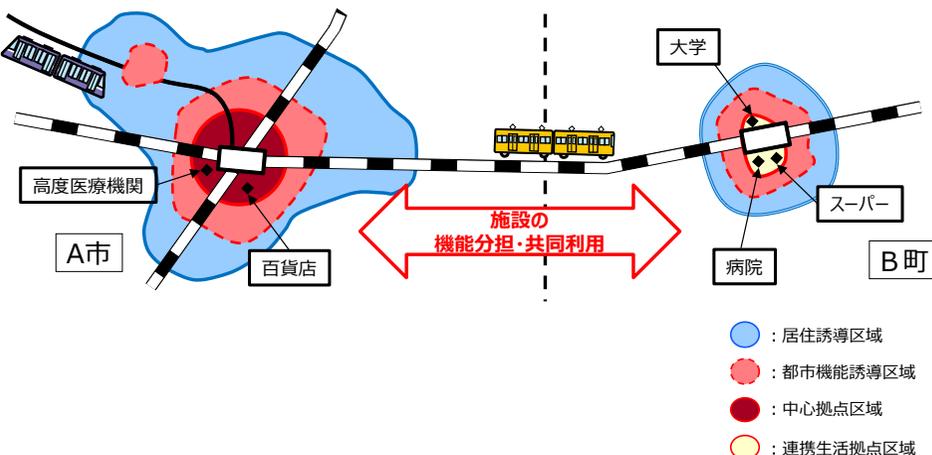
都市再構築戦略事業 社総交 **10,037億円の内数**
 都市機能立地支援事業 補助 **5.4億円(1.20倍)**

- コンパクトシティの推進にあたっては、市街地の拡散を抑制しながら、同一都市圏を形成する市町村が広域に連携し、効率的な施設配置等に取り組むことが重要である。
- このため、都道府県を含む広域協議会における連携・調整を経た立地適正化計画の作成を促進するため、都市再構築戦略事業等において、連携生活拠点区域の公共交通圏域等の要件を緩和する。
- また、中枢中核都市と周辺都市など近隣市町村が連携した立地適正化計画を作成した場合、都市再構築戦略事業等において、当該市町村における誘導施設整備等を重点的に支援する。

【拡充内容】 (都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業)

- ① 都道府県を含む広域協議会で連携・調整を行って立地適正化計画を作成した場合、連携生活拠点区域の公共交通圏域等の要件を緩和
- ② 中枢中核都市と周辺都市など近隣市町村が連携した立地適正化計画を作成した場合、当該市町村における誘導施設整備及びその周辺の施設整備を重点的に支援

<近隣市町村による広域連携のイメージ>



<①連携生活拠点区域の要件の緩和>

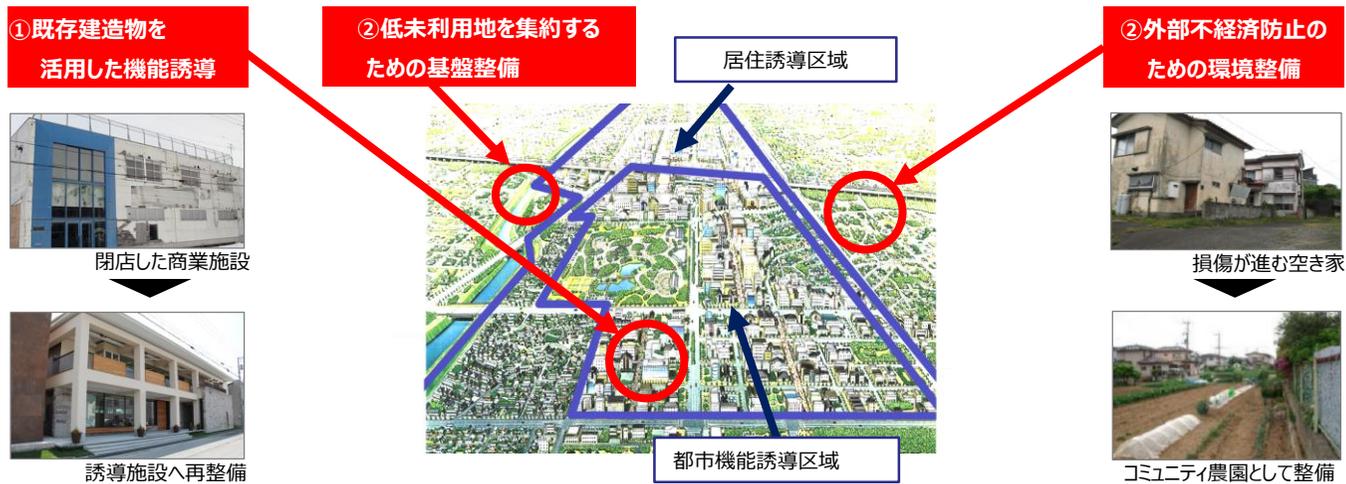
区域要件	現行	拡充
複数市町村が連携して作成した立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域	区域内	区域内
中心拠点区域からの公共交通圏域	中心拠点区域に接続する駅から半径1km以内又はバス亭から500m以内(ピーク時本数3本以上)	指定なし
中心拠点区域の中心からの距離	半径30kmの範囲内	指定なし
市街化区域等	区域内	区域内
公共用地率	15%以上	15%以上

都市再生整備計画事業、都市再構築戦略事業、都市再生区画整理事業 社総交 **10,037億円の内数**
 都市機能立地支援事業 補助 **5.4億円(1.20倍)**

- 空きビル等の既存建造物の活用による都市機能の誘導を促進するため、都市再構築戦略事業等において、都市機能誘導区域内における既存建造物を活用した誘導施設整備等を重点的に支援する。
- また、居住誘導区域の居住環境向上を図るため、都市再生区画整理事業において、居住誘導区域の駅等周辺で低未利用地を集約し利便性を向上させる小規模な基盤整備を重点的に支援する。
- さらに、居住誘導区域外の一部の区域における環境悪化などの外部不経済の防止と戦略的な誘導に向け、都市再生整備計画事業において、居住誘導区域外の一部の区域における除却・緑化等の環境整備を推進する。

【拡充内容】 (都市再生整備計画事業、都市再構築戦略事業、都市再生区画整理事業、都市機能立地支援事業)

- ① 都市機能誘導区域内における既存建造物を活用した誘導施設整備及びその周辺の施設整備を重点的に支援 (都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業)
- ② 居住誘導区域の駅等周辺で低未利用地を集約し利便性を向上させる小規模な基盤整備を重点的に支援 (都市再生区画整理事業)
- ③ 外部不経済の防止と戦略的な誘導のため、居住誘導区域外の一部の区域における環境整備 (緑地・広場等) を推進 (都市再生整備計画事業)



都市再構築戦略事業 社総交 **10,037億円の内数**
 都市機能立地支援事業 補助 **5.4億円(1.20倍)**

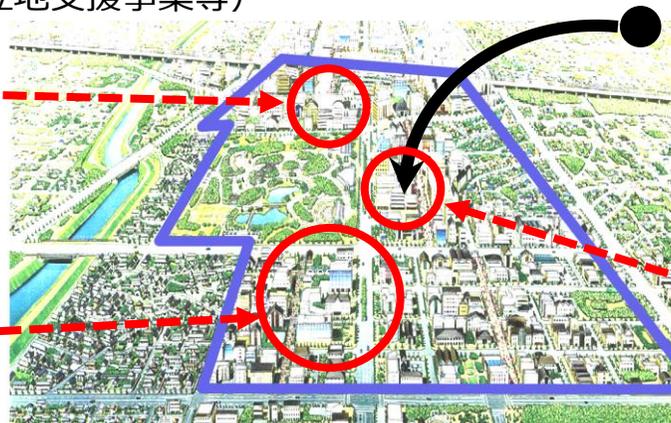
- 官民連携による効果的な誘導施設の整備を推進するため、都市再構築戦略事業において、施設の計画・設計段階から民間事業者等の提案を募集する、運営者の意見を取り入れる等、民間ノウハウを活用することを要件化する。
- また、都市再構築戦略事業等において、民間事業者等が整備するまちの賑わいや活力を生み出す施設（以下「賑わい等拠点施設」という。）を中心拠点誘導施設等に追加し、同施設に対する金融支援をより強力に展開するとともに、その周辺の施設整備を重点的に支援する。
- さらに、民間事業者等によるまちの拠点での施設整備を促進するため、都市機能立地支援事業等において、民間事業者等が郊外からまちなかへ誘導施設を移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費の算定の特例措置を実施する。

【拡充内容】 (都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業)

- ① 誘導施設整備への支援にあたり、計画・設計段階から民間ノウハウを活用することを要件化（都市再構築戦略事業）
- ② 中心拠点誘導施設等に「賑わい等拠点施設」を追加し、同施設への金融支援（まち再生出資事業等）をより強力に展開するとともに、その周辺の施設整備を重点的に支援※（都市再構築戦略事業等）
※「賑わい等拠点施設」本体の整備に要する費用については、都市再構築戦略事業等の支援対象外
- ③ 民間事業者等が郊外からまちなかへ誘導施設を移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費の算定の特例措置を実施（都市機能立地支援事業等）

① 民間ノウハウを活用した
機能誘導

②「賑わい等拠点施設」の
周辺の施設整備



③ 誘導機能の郊外から
まちなかへの移転

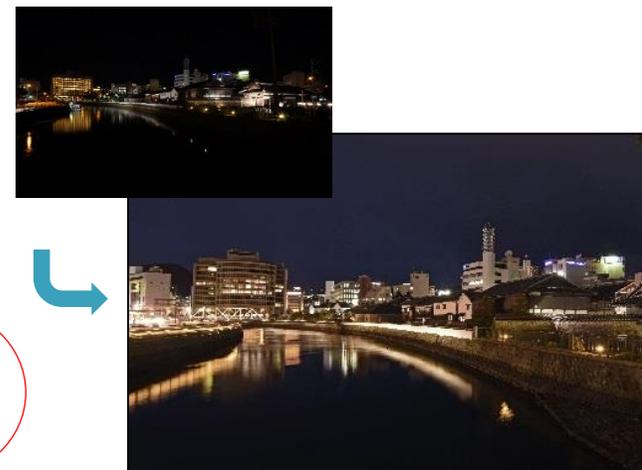
多様な主体の出会いと交流を生み出す「居心地が良く歩きたくなるまちなか」等の景観形成のため、**既存の景観資源を最大限活用し、まちなかの景観を保全・創出する取組をハード・ソフト一体の事業により支援**する。



潜在的な景観資源の活用（外観修景）



既存の景観資源の保全（防火設備の整備）



景観資源のさらなる活用（照明施設の整備）

補助メニュー（補助率：1/2）

1. 景観資源の保全・活用に資する施設整備に関する取組

- 景観重要建造物改修・買取 ○防火施設整備 ○照明施設整備
- 歴史的風致形成建造物改修・買取 ○外観修景 等

2. 上記の施設整備の取組効果を高めるための以下の取組

- デザインルールやガイドラインの検討 ○社会実験 等

補助対象・地区

地方公共団体
または
地方公共団体を構成員に含む協議会

まちなかウォークアブル区域
かつ
景観計画区域

グリーンインフラの創出

自然環境創出・CO₂対策や利用効果等に加え、雨水貯留等による災害低減や経済的価値の増進など「緑や水が持つ多面的効果」を活用して、より積極的に公園・緑地や水辺空間の創出を図るグリーンインフラを戦略的・集中的に整備し、持続可能で成長力の高い都市の形成を推進する。

施策の概要

グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組
(国土形成計画より)

局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

横浜市グランモール公園



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

雨水貯留浸透施設のメカニズム



自然環境が持つ多様な機能を発揮
+ 雨水の一時的な流出抑制
+ 蒸発散による路面温度上昇抑制
+ 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

○グリーンインフラ整備の推進

災害低減、周辺の経済価値増進、生産性向上への寄与など緑がもつ、エリア価値を向上させる多面的な効果に着目し、官民連携・分野横断で緑地・緑化等の創出・配置を図る取組を集中的に支援

【交付金（都市公園・緑地等事業）等】

支援内容

[対象とする都市]

- ♣ 官民連携・分野横断による戦略的な緑の創出・活用計画
- ♣ 災害低減、経済価値等のエリア価値向上の目標設定

- 都市型水害対策や賑わい空間形成等の課題解決に資するグリーンインフラの整備を推進
- 市民農園等整備事業の拡充



緑地機能を有する生産緑地等の保全活用を図り、都市公園となる市民農園の整備を行う事業

【国費率：施設整備（園路、広場、植栽、休憩施設等）1/2、用地取得1/3】

事業要件

○ 交付対象事業

- ①市民農園（分区園を主体とする都市公園）
- ②農業体験公園（一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園）

※上記②については、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域に限る。

○ 面積要件

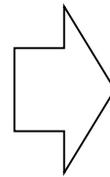
原則として0.25ha以上。ただし、

- ・都市緑地：概ね0.1ha以上
- ・立地適正化計画の策定を前提として、生産緑地を買取る場合：0.03～0.05haで条例で定める面積以上【H29拡充】（居住誘導区域内の場合、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがあるもの）
- ・緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において農地の買取りを行う場合：0.05ha以上（生産緑地を買取る場合0.03～0.05haで条例で定める面積以上【H29拡充】）

事業のイメージ

小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施



市民農園



農業体験公園

拡充内容

都市公園に加え、地方公共団体やみどり法人が生産緑地を貸借し、開設する市民農園についても支援の対象に追加。49

※都市緑地法に基づき市町村が指定する法人。この場合、交付金の交付対象は地方公共団体で、みどり法人には地方公共団体から間接補助

頻発する大規模地震による宅地被害を防止するため、事前対策において、被災の危険性の高い大規模盛土造成地など、対策を優先すべき地域における宅地の防災対策を抜本的に強化する。

■ 令和2年度概算要求の概要（宅地耐震化推進事業）

宅地の事前対策の抜本的強化

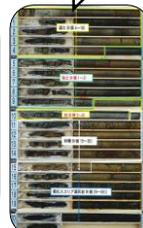
国土強靱化3か年緊急対策を受けて、調査の国費率を1/3から1/2に嵩上げ(R2年度まで)



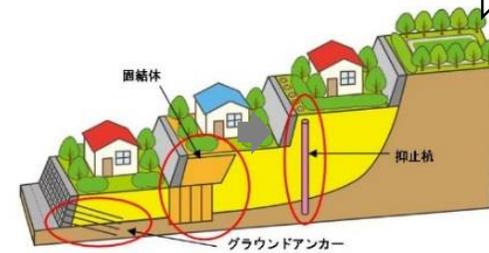
盛土の位置を把握する調査



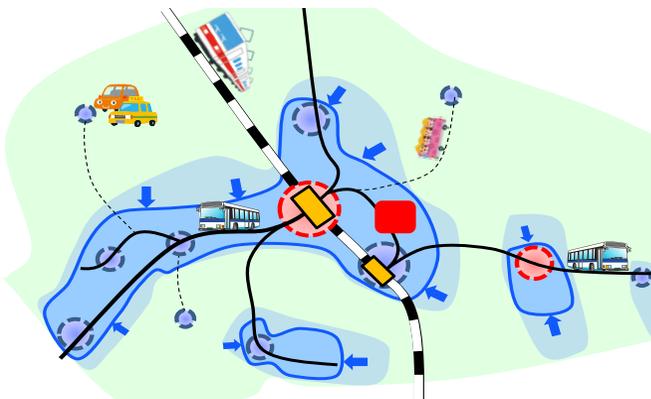
盛土ごとの安全性を確認する調査



危険な盛土の場合、対策工事を実施



対策工事のイメージ



居住誘導区域の一部のエリア等

【従来の国費率】



【拡充】**居住誘導区域の一部エリア等について、地方負担分を軽減**

